

大 監 第 2 号
平成 19 年 4 月 13 日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 3 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である新田 孝及び奥野正美は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥となっています。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市会議員一人あたりの政務調査費交付額は、月額 60 万円という東京都と並んで全国一高額ながら、平成 17 年度の政務調査費収支報告書は、1 会派を除いて用途についての内訳説明が皆無であり、市民に対する説明責務を完全放棄した収支報告書で、それ自体が違法と言わねばならない。特に、事務・事務所費は、会派としての事務所は存在しない筈であることなどから違法な支出であり、また、人件費も、交付規則第 4 条の用途基準「会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に反し、額からみて固定した雇用の人件費であることなどから違法な支出である。なお、唯一用途の詳細を公開している 1 会派についても、支出内容は極めて政務調査とは程遠い内容であり違法である。

以上の特定可能な違法支出額は 239,583,716 円にのぼり、大阪市の損害である。

政務調査費の収支報告の要求、残余の返還請求などの権限は市長にあり、

適正支出かどうかの点検を行い、残余を返還させねばならないところ、市長はこれを怠っている。1 会派以外はすべて収支同額で残余 0 円となっているのも不自然であり、残余のある 1 会派も適正かどうかの検査はないと思われる。

以上の政務調査費の目的外違法支出により市が被った損害について、市長は損害賠償請求あるいは不当利得返還請求をすべきところ現在までこれを怠っている。

監査委員においては、各会派の帳簿及び領収書等を精査の上、さらに詳細に目的外支出を特定し、違法不当な政務調査費の支出分について、市の損害を補填するべく、市長が違法に支出した議員・会派に請求権を行使するなど必要な措置を講ずるよう勧告されることを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

住民監査請求は、住民に対して、一定の財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って監査を請求する権能を認めたもので、それ以上の範囲にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく監査を求めるなどの権能までを認めたものではない。

したがって、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものであるが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないとされている。（平成 2 年 6 月 5 日、平成 16 年 11 月 25 日、平成 16 年 12 月 7 日各最高裁判決）

また、住民監査請求においては、上記の要件を満たし特定された当該行為等について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすべきところ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があると解すべきであるとされている。

本件請求は、大阪市会の各会派（一人会派である 3 会派を含む 7 会派）が、

平成 17 年度に本市から交付された政務調査費の一部について目的外等の違法支出を行っており、市長は各会派に対する返還請求を怠っているとしてなされたものと解されるが、請求人は、請求の対象である「怠る事実」について前記のとおり特定し、具体的な理由をもってそれらに固有の違法不当性を摘示すべき必要があるところ、専らそれらの前提となる各会派による支出について目的外であるとして違法性を主張するばかりで、そもそも事実証明書も、自由に閲覧できる 7 会派の各収支報告書（1 会派分は任意提出された別添明細資料も含む）の写しが添付されているのみであり、主張に応じた特段の調査資料等の添付もない。

請求人は、「収支同額で残余 0 円は不自然」、「（収支残余については）適正かどうかの検査はないと思われる」、「会派としての事務所は存在しない筈である」などと推測で主張したり、会派ごとの個別の支出実態等があるにもかかわらず、事務・事務所費、人件費という費目に分類された支出全額を一様に違法と主張したり、あるいは、調査研究に資する支出か否かが問題であるにもかかわらず、「額からみて固定した雇用に係るものであるから違法」と主張したりするなど、全般にわたって、推測、独自の見解・解釈・用途適合性判断基準等によって主張しているに過ぎないと言わざるを得ない。

そうすると、仮に、平成 17 年度交付分の政務調査費については、条例等により収支報告書に領収書等の添付が義務づけられておらず、請求人において各会派による個々の支出のいずれが違法であるかを具体的に指摘することが困難であると推察されることを考慮に入れたとしても、請求人が請求の対象である「怠る事実」を個別具体的に特定し、具体的な理由をもって違法不当性を摘示しているとは言えず、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。